

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫婦について、①申立人夫につき、平成23年3月から平成30年3月まで持病を理由とする月額3万円及び平成26年1月から平成30年3月まで家族別離を理由とする月額2万円の日常生活阻害慰謝料の各増額分の賠償が認められたほか、平成23年3月から平成30年3月までの生活費増加費用（自家消費米・野菜及び水道代増加分）、洋筆筒及び食器棚の財物損害（高額家財）の賠償が認められ、②申立人妻につき、平成23年3月から平成30年3月まで持病を理由とする月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下、「本件」という）につき、申立人X1及び同X2（以下、「申立人ら」という）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、別紙の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙記載の和解金額合計金756万6570円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人らと被申立人は、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年12月10日

(仲介委員 山田 正記)

申立人 X 1

損害項目	内訳等	金額	期間
生活費増加費用	米野菜購入費用	850,000	H23. 3. 11～H30. 3. 31
	水道代	255,000	H23. 3. 11～H30. 3. 31
営業損害	追加的費用	79,570	
財物損害	高額家財	162,000	
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	第五次追補第2の4⑥	2,550,000	H23. 3. 11～H30. 3. 31
	第五次追補第2の4⑧	1,020,000	H26. 1. 1～H30. 3. 31
ペット喪失慰謝料		100,000	
合計		5,016,570	

申立人 X 2

損害項目	内訳等	金額	期間
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	第五次追補第2の4⑥	2,550,000	H23. 3. 11～H30. 3. 31
合計		2,550,000	

和解金額合計	7,566,570
--------	-----------